

移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助金交付要綱

(総則)

第1条 移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、移動通信用鉄塔施設整備事業において施設整備補助を受け、過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）又は辺地対策事業債（以下「辺地債」という。）を活用し、無線通信の業務の用に供する無線通信用施設及び設備を設置する市町村に対し、事業完了後、経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することにより、情報通信格差の是正を図ることを目的とする。

(補助対象等)

第3条 補助対象者は、移動通信用鉄塔施設整備事業において、施設整備補助を受け、過疎債又は辺地債を活用した市町村とし、補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

(1) 過疎債を活用した市町村

移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した過疎債の当該償還年度の元利償還金を補助対象経費とし、補助率は補助対象経費の41分の6.3以内とする。

(2) 辺地債を活用した市町村

移動通信用鉄塔施設整備事業において発行した辺地債の当該償還年度の元利償還金を補助対象経費とし、補助率は補助対象経費の55分の6以内とする。

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（総政第1号様式（平成25年北海道告示第10328-3号による様式をいう。以下総政第〇号様式について同じ。））に規則第3条に基づき次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

(1) 事業計画書（総政第2号様式）

(2) 補助金等交付申請額算出調書（総政第14号様式）

(3) 経費の配分調書（総政第18号様式）

(4) 事業予算書（総政第20号様式）

(5) その他参考となる書類

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 当該事業を行う市町村に対し、補助金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納局長通達）」第1号様式に定める交付条件のほか、次の条件を付するものとする。

補助対象事業の内容を変更するときは、補助事業等変更承認申請書（総政第21号様式）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該補助対象経費の増減が当該経費の20パーセントを超えないときは、この限りでない。

(申請の取下げ)

- 第7条 補助金の交付申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受理した日から10日以内に補助金等交付申請取下書(総政第22号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

- 第8条 市町村は補助対象事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書(総政第28号様式)及び次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 事業実績書(総政第2号様式)
- (2) 補助金等精算書(総政第29号様式)
- (3) 事業精算書(総政第31号様式)
- (4) その他参考となる書類
- この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提出が困難となったときは、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第9条 知事は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。
- 2 この要綱による補助対象者は、平成23年度以降に移動通信用鉄塔施設整備事業を実施し、施設整備補助を受けたものに限る。

(附則)

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。